

秦野市まちづくり条例施行規則
消 防 関 係 施 設 設 置 指 針



秦 野 市 消 防 本 部

目 次

都市計画法施行令〔抄〕（昭和44年政令第158号）	1
消防法〔抄〕（昭和23年法律第186号）	1
消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）	1
秦野市まちづくり条例〔抄〕（平成11年秦野市条例第19号）	4
秦野市まちづくり条例施行規則〔抄〕（平成12年秦野市規則第13号）	5
秦野市まちづくり条例施行規則消防関係施設設置指針	8
第38条第1項第1号（消防水利施設の設置）	8
第1 消防水利施設に共通する技術上の基準	8
第2 防火水槽に共通する技術上の基準	9
第3 空地用防火水槽	11
第4 地中ばり防火水槽	12
第5 兼用水槽	12
第6 導水装置	12
第7 消火栓に共通する技術上の基準	14
第8 消防水利施設設置の適用除外	14
第9 既存の防火水槽の取扱い	15
第10 その他	15
第38条第1項第2号（はしご車着てい場所の確保）	16
第1 10メートル以上の建築物	16
第2 はしご車着てい場所の適用範囲	16
第3 はしご車運用に係る道路、着てい場所等の要件	16
第4 はしご着てい場所の標示	17
第5 はしご車着てい場所の確保が困難な場合の代替措置等について	17

国が定める消防水利の基準は、次のとおりである。

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）

第25条第8号

消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

消防法（昭和23年法律第186号）

第20条第1項

消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する。

消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）

消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定に基づき、消防水利の基準を次のように定める。

消防水利の基準

第1条 この基準は、市町村の消防に必要な水利について定めるものとする。

第2条 この基準において、消防水利とは、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。

2 前項の消防水利を例示すれば、次のとおりである。

- (1) 消火栓
- (2) 私設消火栓
- (3) 防火水そう
- (4) プール
- (5) 河川、溝等
- (6) 濠、池等
- (7) 海、湖
- (8) 井戸
- (9) 下水道

第3条 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量

が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

2 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が180メートル以下となるように配管されている場合は、管網の管の直径を75ミリメートル以上とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、解析及び実測により、取水可能水量が毎分1立方メートル以上であると認められるときは、管の直径を75ミリメートル以上とすることができる。この場合において、消火栓の位置その他の消防水利の状況を勘案し、地域の実情に応じた消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならない。

4 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき、第1項に規定する給水能力を有するものでなければならない。

第4条 消防水利は、市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。以下本条において同じ。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。以下本条において同じ。）の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、別表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、140メートル以下となるように設けなければならない。

3 前2項の規定に基づき配置する消防水利は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づき消防水利を配置するに当たっては、大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて、計画的に配置するものとする。

第5条 消防水利が、指定水量（第3条第1項に定める数量をいう。）の10倍以上の能力があり、かつ、取水のため同時に5台以上の消防ポンプ自動車部署できるときは、当該水利の取水点から140メートル以内の部分には、その他の水利を設けないことができる。

第6条 消防水利は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。

(2) 取水部分の水深が0.5メートル以上であること。

(3) 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。

(4) 吸管投入孔のある場合は、その一辺が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

第7条 消防水利は、常時使用しうるように管理されていなければならない。

別表（第4条関係）

平均風速 用途地域	年間平均風速が 4 m／秒未満のもの	年間平均風速が 4 m／秒以上のもの
近隣商業地域、商業地域 工業地域、工業専用地域	1 0 0 m	8 0 m
その他の用途地域及び 用途地域の定められて いない地域	1 2 0 m	1 0 0 m

備考 用途地域区分は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条1項第1号に規定するところによる。

第４章 良好な環境創出のための手続等

第３節 みどり豊かな暮らしよい環境の創出

（暮らしよい環境の創出）

第３３条 事業者及び工事施行者は、誰もが暮らしよい環境を創出するため、次に掲げる事項について、規則で定める基準に従い、環境創出行為を行わなければならない。

- (1)～(5) 略
- (6) 消防水利の整備等
- (7)～(11) 略

（参考）

環境創出行為とは

- 1 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第１２項に規定する開発行為、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１３号に規定する建築行為その他規則で定める行為をいう。
（秦野市まちづくり条例第３条第１項第１号）
- 2 「その他規則で定める行為」とは、
 - (1) 環境創出区域の面積（以下「区域面積」という。）が５００平方メートル以上で、かつ、別表第１に掲げる土地の利用目的を変更する行為
 - (2) 別表第２に掲げる建築物の利用目的を変更する行為（区域面積が５００平方メートル未満の環境創出行為にあつては、建築物の利用目的の変更に伴い、法令及び他の条例（第４７条第２項及び第６６条第２項において「法令等」という。）の規定により許可等を要することとされているものに限る。）
 - (3) 工作物（建築基準法第８８条第１項及び第２項に規定する工作物をいう。以下同じ。）を建設する行為
 - (4) 前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める行為
（秦野市まちづくり条例施行規則第３条）

第3章 良好な環境創出のための手続等

第3節 みどり豊かな暮らしよい環境の創出

（消防水利の整備等）

第38条 条例第33条第1項第6号の規定による消防水利の整備等に関する基準は、次に定めるところによる。

（1）消防水利施設の設置

ア 消防用の水利のための施設として、別表第13に定めるところにより防火水槽若しくは消火栓又はこれらと同等の能力を有すると認められるもの（以下「消防水利施設」という。）を設置する。

イ 消防水利施設は、環境創出区域内のいずれの地点からも半径120メートル以内（商業系地域、工業専用地域又は法第8条第1項第1号に規定する工業地域にあつては、半径100メートル以内）に設置しなければならない。

（2）はしご車着てい場所の確保

ア 建築物の高さが10メートル以上の建築物（自己用住宅及び外壁の開口部の高さが10メートル未満の建築物等を除く。）の建築を目的とする環境創出行為にあつては、その建築物の周辺にはしご車が容易に着ていできる場所を設置する。ただし、その建築物の周辺にはしご車が着ていできる道路（イと同等以上の地盤の強度があり、かつ、消防活動上の障害物等がない場合に限る。）があるときは、この限りでない。

イ はしご車が進入し、活動するために必要な地盤の強度は、20トン以上の車両重量に耐えることができるものとする。

別表第 13（第 38 条関係）

区分	基準面積等	消防水利施設
地上 3 階以下の建築物がある場合又は建築物がない場合	区域面積が 5 0 0 平方メートル以上 3, 0 0 0 平方メートル未満	消火栓（既設の消防水利施設が第 38 条第 1 号イに定める範囲内に設置されている場合は、この限りでない。）
	区域面積が 3, 0 0 0 平方メートル以上	4 0 立方メートルの防火水槽
地上 4 階以上の建築物がある場合（1 棟につき）	地上 7 階未満で、延べ面積が 5 0 0 平方メートル以上 1, 5 0 0 平方メートル未満	消火栓（既設の消防水利施設が第 38 条第 1 号イに定める範囲内に設置されている場合は、この限りでない。）
	地上 7 階未満で、延べ面積が 1, 5 0 0 平方メートル以上 6, 0 0 0 平方メートル未満	4 0 立方メートルの防火水槽
	地上 7 階未満で、延べ面積が 6, 0 0 0 平方メートル以上	6 0 立方メートルの防火水槽
	地上 7 階以上で、延べ面積が 1, 5 0 0 平方メートル未満	4 0 立方メートルの防火水槽
	地上 7 階以上で、延べ面積が 1, 5 0 0 平方メートル以上	6 0 立方メートルの防火水槽

備考

- 1 地上 3 階以下の建築物がある場合又は建築物がない場合で、区域面積が 3, 0 0 0 平方メートル以上のときは、防火水槽から第 38 条第 1 号イに定める範囲で区域を包含できるように設置し、包含できない区域については、4 0 立方メートルの防火水槽又は消火栓をその包含できない区域を包含できるように設置する。
- 2 地上 4 階以上の建築物が建築される環境創出行為の区域内については、棟別に算定した消防水利施設から第 38 条第 1 号イに定める範囲でその建築物を包含できるように設置し、包含できない建築物又は区域については、次の各号に定めるところによる。この場合において、複数の建築物を 1 つの消防水利施設（その複数の建築物が異なる区分に該当する場合は、大きい方の消防水利施設に限る。）で包含することができる。
 - (1) 包含できない部分に地上 4 階以上の建築物がある場合は、棟別に算定した消防水利施設から第 38 条第 1 号イに定める範囲で、その包含できない部分を包含できるように設置すること。
 - (2) 包含できない部分に地上 3 階以下の建築物がある場合又は建築物がない区域がある場合は、「地上 3 階以下の建築物がある場合又は建築物がない場合」の区分により算定した消防水利施設から第 38 条第 1 号イに定める範囲で、その包含できない部分を包含できるように設置すること。

- 3 地上4階以上の建物で、延べ面積が10,000平方メートルを超える場合は、5,000平方メートルごとに消防用水20立方メートルを加算する。
- 4 備考3の加算により防火水槽に求められる貯水量の合計が80立方メートル以上となる場合は、複数の防火水槽に分けることができる。この場合において、1基当たりの貯水量は40立方メートル以上とする。

秦野市まちづくり条例施行規則消防関係施設設置指針

第38条第1項第1号（消防水利施設の設置）

(1) 消防水利施設の設置

ア 消防用の水利のための施設として、別表第13に定めるところにより防火水槽若しくは消火栓又はこれらと同等の能力を有すると認められるもの（以下「消防水利施設」という。）を設置する。

イ 消防水利施設は、環境創出区域内のいずれの地点からも半径120メートル以内（商業系地域、工業専用地域又は法第8条第1項第1号に規定する工業地域にあつては半径100メートル以内）に設置しなければならない。

〔基本的な考え方〕

本号は、国が定める消防水利の基準に基づき、環境創出行為に係る消防活動上必要な消防水利施設の設置基準を定めたものである。

この基準は、環境創出区域の面積、建築物の階数又は延べ面積により区分し、その規模に応じた消防水利施設の設置を求め、特に、地上4階以上の建築物及びその他の大規模建築物に対しては、火災等の場合に消防活動上困難になるおそれがないよう、設置基準を強化している。

第1 消防水利施設に共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 秦野市まちづくり条例施行規則（平成12年秦野市規則第13号。以下「規則」という。）別表第13に定める消防水利施設は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づく防火水槽、消火栓又はこれらと同等の能力を有すると認められるものであること。ただし、自然水利は、消防水利施設としない。
- 2 環境創出区域のいずれの地点からも消防水利施設までの間は、消防用ホースの延長に支障となる道路、鉄道、工作物、河川及び崖地等がない地理・地形的条件でなければならない。
- 3 消防水利施設は、消防ポンプ自動車が容易に部署できる位置（3メートル以内）に設けるとともに、必要水量を有効に取水できる位置であること。
- 4 消防水利施設の設置数は、環境創出区域を第38条第1号イに定める範囲で包含した場合に、最小限で包含できる円の数とする。
- 5 土地区画整理事業に伴う消防水利について

- (1) 消防水利は、事業区域全体に対して設置数を算出し、おおむね消火栓 2 に対して防火水槽 1 の割合で設置する。
- (2) 事業完了後の区域内環境創出行為については、原則、消火栓設置免除とし、区域面積及び建築物の規模によって防火水槽等を設置指導する。

第2 防火水槽に共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

1 防火水槽の種別は、次のとおりとする。

- (1) 現場打ち防火水槽 コンクリートを打設して設置される鉄筋コンクリート製の防火水槽をいう。
- (2) 二次製品防火水槽 メーカーが生産した部材を使用して建設されるもので、一般財団法人日本消防設備安全センターの二次製品等防火水槽等認定規程（平成 13 年消安セ規程第 8 号）の規定により型式認定された防火水槽をいう。
- (3) 地中ばり防火水槽 現場打ち防火水槽のうち、建築物の基礎構造物と一体で設置される防火水槽をいう。
- (4) 兼用水槽 上記(1)及び(2)と同等以上の強度を有し、プール、工業用水槽、受水槽等、耐食性及び漏水防止が完全であるものをいう。

2 容量

常時、40 立方メートル以上の水量が確保できること。

3 構造

- (1) 地盤面から水槽底版までの落差は、原則 4.5 メートル以内とする。
- (2) 水槽には直接吸管を投入できる直径 60 センチメートルの吸管投入孔を頂版部に 2 箇所以上取り付け、そのふたは次の規格等に適合、又はこれと同等以上のものとする。なお、ふたの表面には溶着塗装（黄色）を施すとともに、受枠には、転落防止措置を講じること。（別図 3 参照）

鉄ふた及び受け枠の規格等

種 別	規格名称	規 格 等
鉄ふた	球状黒鉛鋳鉄品	JIS G 5502 FCD 700 以上
受 枠	球状黒鉛鋳鉄品	JIS G 5502 FCD 600 以上

- (3) 吸管投入孔の周囲 30 センチメートルは、原則としてコンクリート仕上げとすること。
- (4) 吸管投入孔を設けない場合は導水装置及び点検口を設けること。

- ア 導水装置は、「第6 導水装置」により設けること。
- イ 点検口は、直径60センチメートル以上とし、点検に際し支障のない位置とすること。
- ウ 点検口に設けるふたは、原則として防水型とし、容易に開放できない構造とすること。
- (5) 一の吸管投入孔又は点検口には、耐食性を有するはしご等を水槽の底部まで到達できるように設けること。
- (6) 吸管投入孔の直下に底設（集水）ピットを設けるものとし、その大きさは直径600ミリメートルの円が内接でき、かつ、深さ500ミリメートル以上であること。
- (7) 消防活動上支障とならない位置で防火水槽の直近（5メートル以内）にその所在が確認できるように、別図5又は別図6により標識を設置すること。
- (8) 吸管投入孔及び点検口から確認できる壁面に充水量の標示を樹脂系のペイント等で行うこと。（別図2参照）
- (9) 環境創出区域内の専用の用地に設けること。ただし、防火水槽の構造上及び使用上支障がない場合は、吸管投入孔の周囲0.6メートルの範囲を除き、他の用に供することができる。（ごみ収集場所等の公共の用に供する施設として占用させる場合は、鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造により区画すること。）
- (10) 本市に移管される防火水槽用地は、その水槽のく体壁の外表面から周囲（道路に接する部分を除く。）0.5メートル以上を確保し、境界くい等により区域を明確にすること。
- (11) 掘削1メートル程度でゆう水が生じる土地又は土質が軟弱等である土地については、ゆう水対策、くい打ち工事等の土質対策を行うこと。
- (12) 防火水槽及び防火水槽用地の管理等は、次により行うこと。
- ア 防火水槽用地は、常に整理及び清掃に努めるとともに、使用上障害となる物品等をみだりに放置しないこと。
- イ 防火水槽の周囲に管理上の柵等を設ける場合は、取水に支障とならないようにすること。
- ウ 定期的に安全上の点検を行うこと。
- エ 変形、漏水、腐食等がないこと。

第3 空地用防火水槽

空地用水槽として設置する防火水槽の規格は、原則として現場打ち防火水槽又は二次製品防火水槽とする。

1 設置場所による区分

設置場所による区分は、Ⅰ型、Ⅱ型及びⅢ型の構造に区分し、Ⅰ型は公園、宅地等で自動車の進入が予想されない場所に設置するものとし、Ⅱ型及びⅢ型は上記以外の場所に設けるもので、Ⅱ型は総重量200キロニュートン、Ⅲ型は総重量250キロニュートンの自動車荷重が載荷されるものとする。

2 構造等

主要構造材料、許容応力度、荷重、構造計算、断面算定ほか構造に関することについては、一般財団法人日本消防設備安全センターの二次製品等防火水槽等認定規程(平成13年4月2日消安セ規程第8号)によること。

第4 地中ばり防火水槽

1 構造

- (1) 水槽内には、給水管、排水管、ガスパイプ、電気配管その他これらに類する配管を通さないこと。
- (2) 内部仕上げは、床及び壁を全面防水処理するものとし、上階が居室等の場合は、必要に応じて天井に防湿処理を施すこと。なお、防水仕様は防水モルタル又は無機質系塗布防水等とすること。
- (3) 水槽の容量の算定は、底設（集水）ピット及び連結立管の容量を除いた本体の容量とすること。
- (4) 水槽内には、原則として区画を設けないこと。ただし、構造上区画を設ける必要がある場合、別図1のとおりJISK6741（硬質塩化ビニル管）等を使用し、各区画に通気口、通水口及び人通口を次により設けること。

ア 通気口は、直径100ミリメートル以上とし、はりの上端部に2か所以上設けること。

イ 通水口は、直径150ミリメートル以上とし、はりの下端部に2か所以上、底版に接するように設けること。

ウ 人通口は、直径600ミリメートル以上とし、その下端部が底版から500ミリメートル以下となるように設けること。

第5 兼用水槽

構造は、前第1及び第2（3(6)を除く。）並びに第4（1(1)を除く。）

によるほか、次のとおりとすること。

- 1 容量は、設備等の必要な水量と40立方メートルを合算した水量以上とする。
- 2 構造は、設備等の必要な水量を活用した後も、40立方メートル以上の水量が確保されていること。
- 3 必要により給水栓を設置してもよいこと。

第6 導水装置

吸管投入孔から消防ポンプ自動車の吸管を直接投入して、有効に取水することが困難である場合は、その有効に取水することが困難な吸管投入孔の数に応じた数の導水装置を設けること。

- 1 導水装置は、防火水槽、プール、工業用水槽、蓄熱槽、雨水貯水槽、受水槽等に消防ポンプ自動車が接近して直接取水することが困難な場合において、有効に取水できるように設けるものとし、別図4の採水口、導水管及び通気管により構成される装置で、耐食性を有するものであることのほか次によること。

(1) 採水口は、次によること。

ア 材質は、JISH5120（銅及び銅合金鋳物）に適合するもの又はこれと同等以上のものとし、結合部は、呼び径75ミリメートルのめねじとし、JISB9912（消防用ねじ式結合金具の結合部の種類および寸法）に適合するものとする。

イ 単口型を2口以上設けること。

ウ 採水口の吸水用配管接続口は、地盤面からの高さが0.5メートル以上1メートル以下の位置に設けること。

エ 覆冠を設け、面板等に「採水口」と標示すること。

オ 採水口相互間は、0.5メートル以上離すこと。

(2) 導水管は、次によること。

ア 採水口1個ごとに単独配管とすること。

イ 管の内径は、100ミリメートル以上とすること。

ウ 口径は、毎分1立方メートル以上を取水できるものとし、かつ、損失水頭が6.6メートル以下とすること。

エ 導水管の長さは、原則として15メートル以下とし、かつ、損失水頭が6.6メートル以下とすること。

オ 吸水口は、底設（集水）ピット内とし、底設（集水）ピットの床面から200ミリメートル以上離すとともに、2以上の導水管がある場

合は、吸水口の相互間を0.5メートル以上離すこと。

カ ゴみ、異物等の混入のおそれがある場合は、吸水口に耐食性のストレーナー等を設けること。

キ 材質は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）、G 3442（水道管用亜鉛めっき鋼管）、G 3452（配管用炭素鋼鋼管）若しくはG 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。ただし、水槽内にあっては、JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）、G 3452（配管用炭素鋼鋼管）又はこれらと同等以上のものでもよい。

ク 管継手は、フランジ継手にあっては、JIS B 2239（鋳鉄製管フランジ）又はB 2220（鋼製管フランジ）に適合し、フランジ継手以外の継手にあっては、JIS B 2301（ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手）及びB 2311（一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手）並びに、B 2312（配管用鋼製突合せ溶接式管継手）に適合し、又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。

ケ 埋設配管の外面の腐食を防止するための処置は、塗装又は防食テープにより行うこと。

(3) 通気管は、次によること。

ア 管の内径は、100ミリメートル以上とすること。

イ 先端は、180度曲げるとともに、ごみ、異物等の混入を防止するための網を取り付けること。

ウ 材質は、JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）、G 3452（配管用炭素鋼鋼管）又はこれらと同等以上のものとする。

第7 消火栓に共通する技術上の基準

1 消火栓は、原則として道路に設けること。

2 秦野市上下水道局が定める仕様に適合すること。

3 消火栓を設置する配水管等は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第3条に規定された給水能力及び口径とすること。

4 原則として地下式とすること。

5 地下式消火栓の放水口は、地盤面からの深さが30センチメートル以内の位置に設けること。

6 未舗装の道路等に設置する地下式消火栓にあっては、消火栓枠の周囲1

メートル以上を舗装すること。

- 7 消火栓の設置が困難な場合は、40立方メートルの防火水槽に代えることができる。

第8 消防水利施設設置の適用除外

次の環境創出行為に係る消防水利施設の設置等については、規則第47条第1項第6号の規定を適用し、免除することができるものとする。

1 消防水利施設を設置免除できる環境創出行為

- (1) 自己用一戸建て住宅の環境創出行為
- (2) 鉄塔等の工作物の設置を目的とする環境創出行為
- (3) 規則別表第1に掲げる土地利用目的の環境創出行為のうち、次に掲げるもの。

ア 森林及び原野

イ 農地等

ウ 墓地墓園用地

エ 土石採取用地

オ 発生土処分場用地

カ アからオまでに類する土地利用目的の環境創出行為

2 消防水利施設の一部免除

環境創出区域のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に定める建築行為を伴わない1の(3)に掲げる土地利用用地及び規則別表第1に掲げる土地利用目的のうち、レクリエーション施設用地（運動場、野球場、キャンプ場等のスポーツ施設又はレクリエーション施設のために使用する土地）及び通路部分又は箇所については、消防水利施設で包含しなければならない区域から除くものとする。

第9 既設の防火水槽の取扱い

既設の防火水槽がある土地に権原を有するものが、その土地又はその土地に接続する土地において環境創出行為を行おうとする場合における防火水槽の設置に係る基準の適用に当たっては、その既設の防火水槽を取り込むことができる。ただし、既設の防火水槽の容量が40立方メートル未満である場合は、その都度協議のうえ取扱いを決定する。

第10 その他

上記により難しい場合にあっては、その都度協議すること。

第 38 条第 1 項第 2 号（はしご車着てい場所の確保）

(2) はしご車着てい場所の確保

ア 建築物の高さが 10 メートル以上の建築物（自己用住宅及び外壁の開口部の高さが 10 メートル未満の建築物等を除く。）の建築を目的とする環境創出行為にあつては、その建築物の周辺にはしご車が容易に着ていできる場所を設置する。ただし、その建築物の周辺にはしご車が着ていできる道路（イと同等以上の地盤の強度があり、かつ、消防活動上の障害物等がない場合に限る。）があるときは、この限りでない。

イ はしご車が進入し、活動するために必要な地盤の強度は、20 トン以上の車両重量に耐えることができるものとする。

〔基本的な考え方〕

本号は、近年の都市化の進展等に伴い中高層建築物が増加している中で、これらの建築物から火災等が発生した場合に、はしご車による人命救助及び消火活動が有効に行えるように、はしご車の着てい場所を確保することについて規定したものである。

第 1 10 メートル以上の建築物

はしご車着てい場所を確保しなければならない場合の建築物の高さが 10 メートル以上の建築物とは、避難上又は消火活動上有効な開口部の下端、バルコニーの手すり又は屋上の手すり（屋上に避難できる階段等が設けられている場合に限る。）のいずれか最も高い部分が、その開口部、バルコニーの手すり又は屋上の手すりのある壁面が接する最も低い地盤面から 10 メートル以上となるものをいう。

第 2 はしご車着てい場所の適用範囲

高さが 10 メートル以上の建築物を建築する場合は、棟ごとに 1 か所以上、消防活動上有効な開口部を有する面又は非常用進入口を有する面に、はしご車着てい場所を確保するものとする。ただし、建築物の階が避難階（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 13 条第 1 項第 1 号に規定する避難階をいう。）、令第 129 条の 13 の 3 に規定する非常用エレベーターを設置する建築物又は三連はしごにより対応できる 3 階以下の建築物は、はしご車着てい場所を確保しないことができる。

第 3 はしご車運用に係る道路、着てい場所等の要件

- 1 はしご車の走行に必要な道路又は敷地内通路は、幅員 4 メートル以上とし、屈曲部分に別図 9 により角切り（道路及び敷地内通路の屈曲又は交差の状況に応じて角切り範囲を増減できる。）が確保され、建築物に接近できるものであること。
- 2 はしご車の走行、着てい及び操作に障害となる門、塀、さく、電柱、樹木、駐車場、高さの制限（高さ 4 メートル以下の部分の障害物件）、埋設物、こう配又はその他のものが存在しないこと。ただし、容易にそれらを取り除くことができる場合は、この限りでない。
- 3 車両進入路の路面こう配は、1 2 パーセント未満とすること。
- 4 はしご車着てい場所の路面こう配は、1 2 パーセント未満とすること。
- 5 はしご車着てい場所は、幅 6 メートル、長さ 1 2 メートルの空き地を確保すること。ただし、有効幅員が 6 メートル以上の道路から着ていができる場合は、この限りでない。
- 6 道路、通路及び着てい場所の地盤支持力は、2 0 トン以上であること。
- 7 はしご車の着てい場所と建築物の間には、はしごの架てい障害となる樹木、電力線、電話線、電柱等がないこと。
- 8 7 の架てい障害がある場合は、樹木の伐採、架線の切り回し、架線の地中化又は架線の絶縁被覆等の改善について、建築物の事業者及び関係機関等に要請すること。

第 4 はしご車着てい場所の標示

はしご車着てい場所には、付近の見やすい場所に別図 7 の「はしご車着てい場所」標識を設置し、又は別図 8 の「はしご車着てい場所駐車禁止」と路面に標示すること。

第 5 はしご車着てい場所の確保が困難な場合の代替措置について

地形、敷地の状況又はその他の理由で、はしご車着てい場所の確保が困難であるときは、建築基準法による屋外避難階段又は特別避難階段を設置し、その階段を避難に支障がないよう維持するとともに、物件の存置がないように管理すること。

附 則

この指針は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

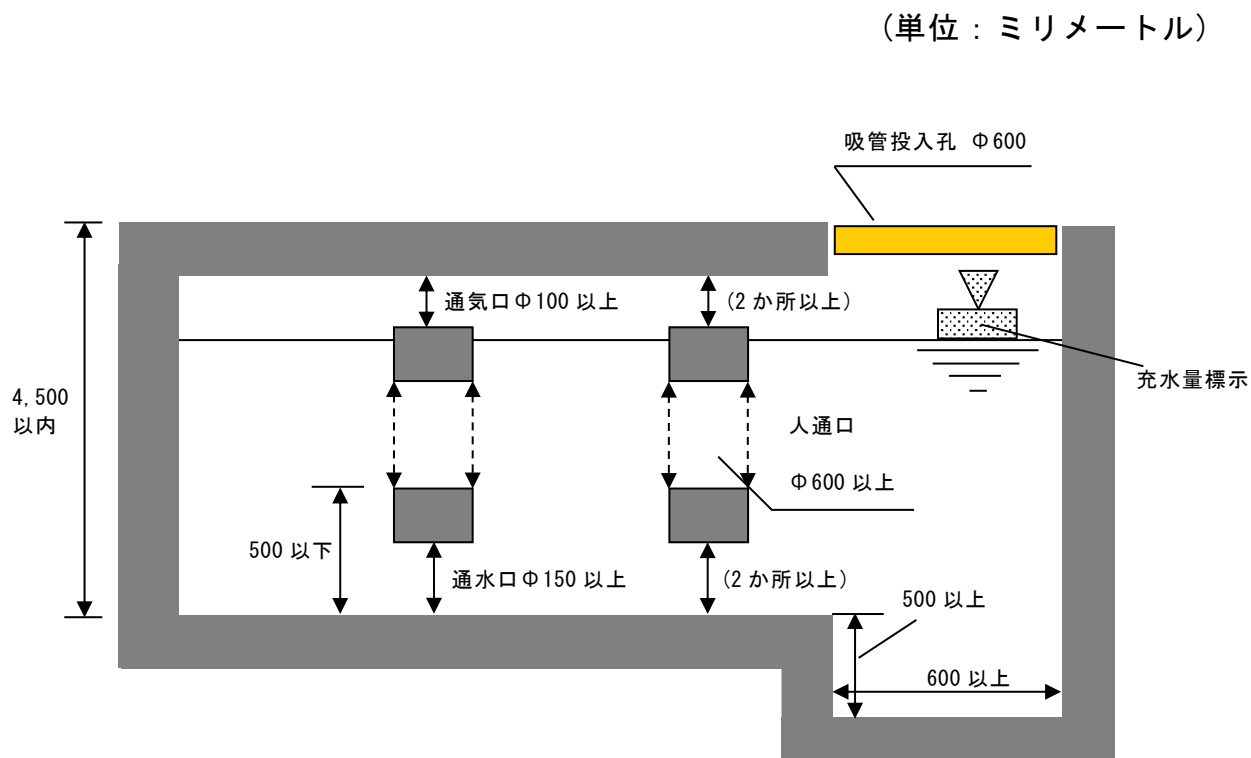
(施行期日)

1 この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の秦野市まちづくり条例施行規則消防関係施設設置指針の規定は、施行日以後に秦野市まちづくり条例(平成 11 年秦野市条例第 19 号)第 16 条の規定による協議を開始したものについて適用し、施行日前にその協議を開始したものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に秦野市まちづくり条例第 16 条の規定による協議を開始し、かつ、施行日以後に同条例第 21 条の規定による変更の届出又は申出をしたものについては、改正後の秦野市まちづくり条例施行規則消防関係施設設置指針の規定を適用する。

別図 1



別図 2

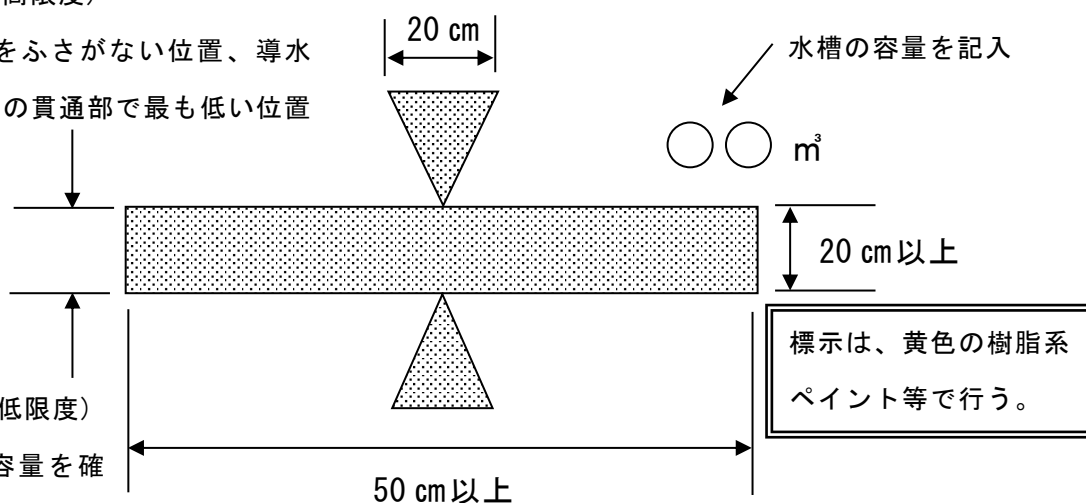
充水量の標示例

(充水の最高限度)

※通気口をふさがない位置、導水管、通気管の貫通部で最も低い位置

(充水の最低限度)

※所定の容量を確保できる位置



別図 3

防火水槽用鉄ふた詳細図

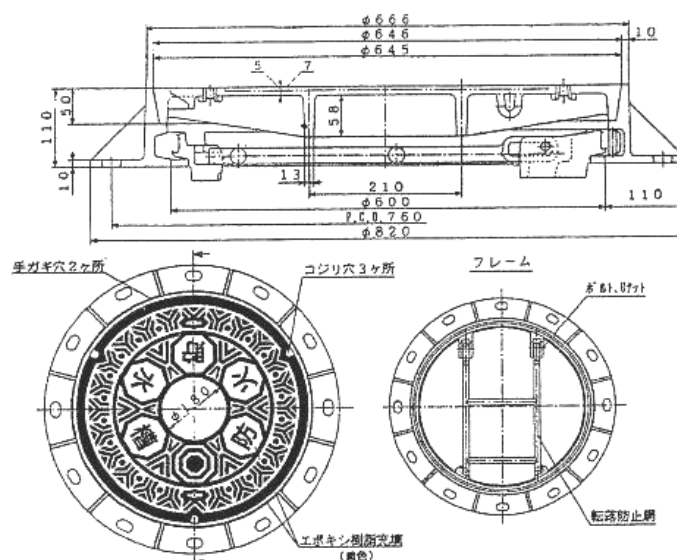
防火水槽用鉄ふたに関する基本的事項

- 1 開閉操作性
消防機関及び自主防災組織の関係者が容易に開閉操作をできること。
 - 2 安全性
(1) 鉄ふたを開放した状態において、防火水槽等の転落を防止できること。
(2) 走行車両の荷重によるふたのガタツキ及び飛散を防止できること。
(3) 鉄ふた表面はスリップが生じにくいこと。
 - 3 不法投棄防止
消防機関及び自主防災組織の関係者以外のものが容易に開閉できないこと。
 - 4 土砂流入防止
防火水槽等内へ土砂の流入が防止できること。
 - 5 耐久性
鉄ふたは十分な強度及び耐久性を有すること。
 - 6 鉄ふたの視認性
鉄ふたを容易に見分けることができること。
 - 7 消防本部に移管されるものにあつては、ふたの中央に市章を入れるものとする。
- ※ 下記図又は同等以上とすること。

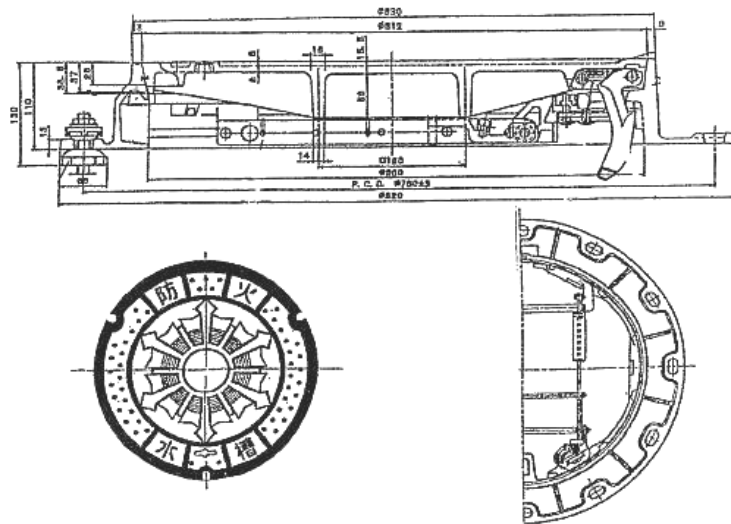
鉄ふたの中央
市章



図－1



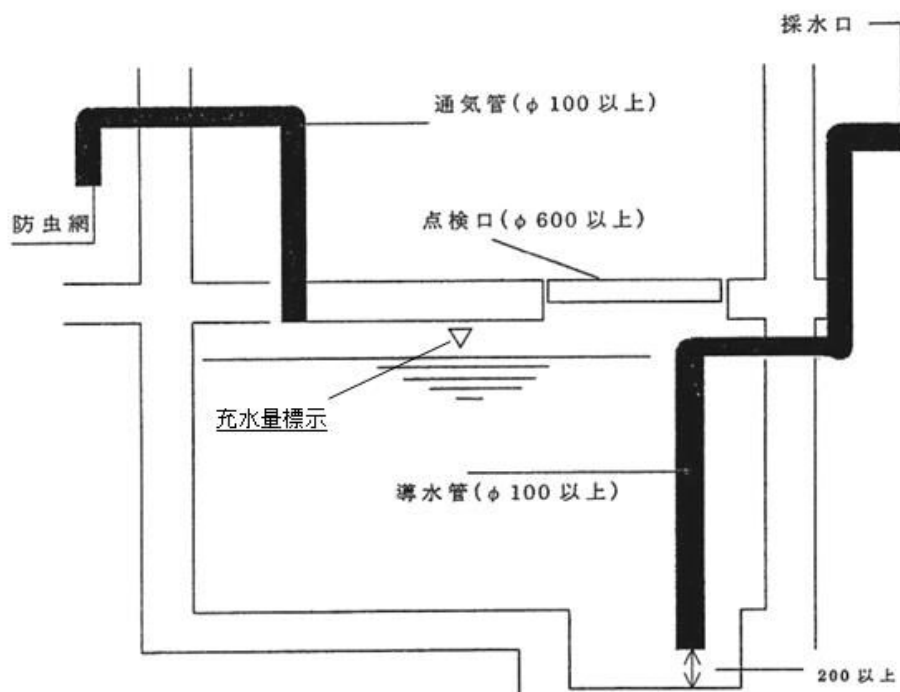
図－2



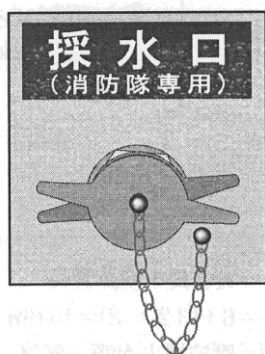
別図 4

導水装置施工図

(単位：ミリメートル)



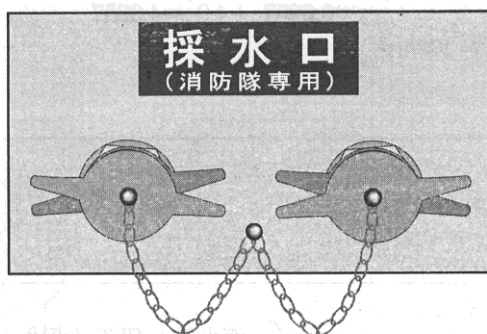
埋込型採水口 (単口用)



スタンド型採水口



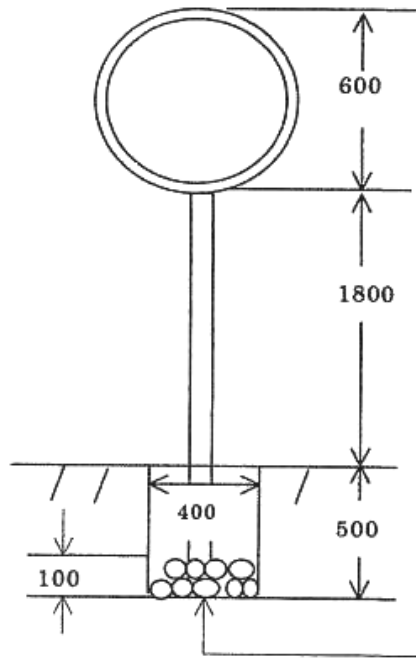
埋込型採水口 (2口用)



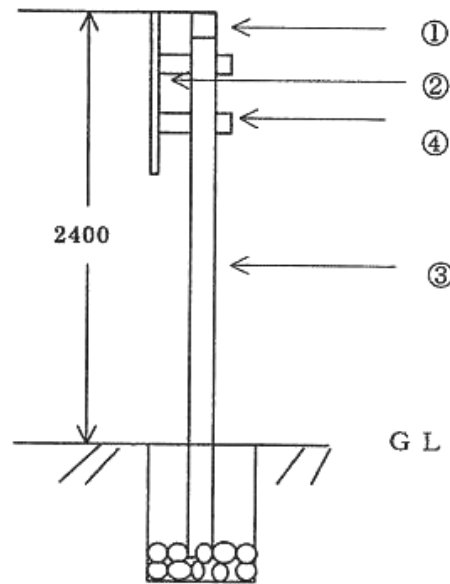
別図 5

消防水利標識（消防本部管理）仕様書

施工図



GL



単位：ミリメートル



標識板

色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色とし反射塗料を用いるものとする。

仕様書

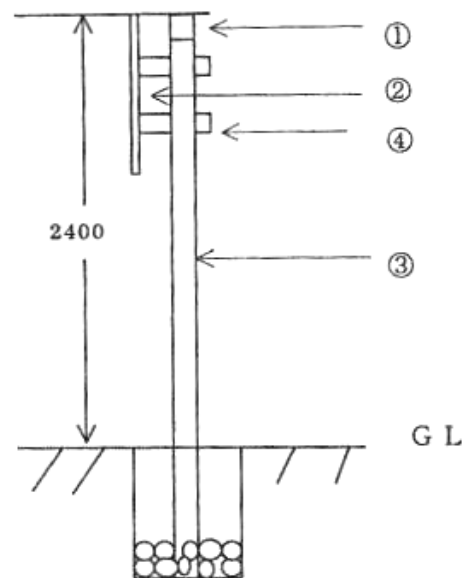
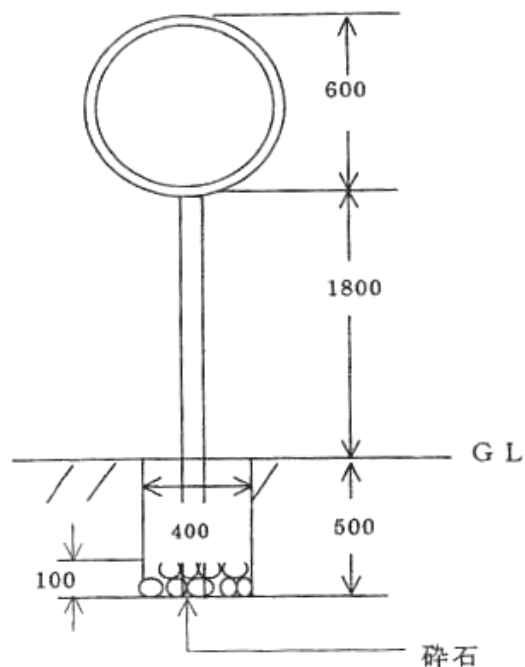
砕石

名 称	材 料	仕 上	備 考
①キャップ	強化ビニール（白）		
②標識板	600φ×1.2mm アルミ単板	耐食アルミニウム合金板	補強リブ金具付
③ポール	60.5φ×2.3mm×3000mm	白色プラスチック被覆管（z c p）	
④補強版	アルミ		
取付ベルト	アルミ		U字用 アルミ合金Uバンドスライド金具

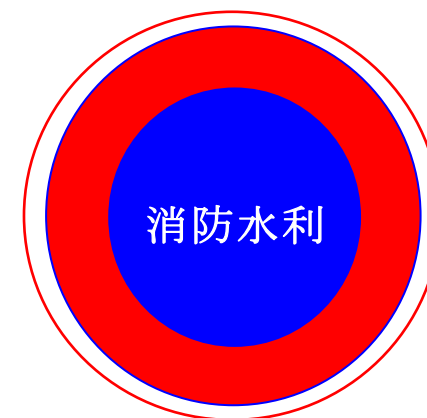
別図 6

消防水利標識（事業主管理）仕様書

施工図



単位：ミリメートル



標識板

色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし、反射塗料を用いるものとする。

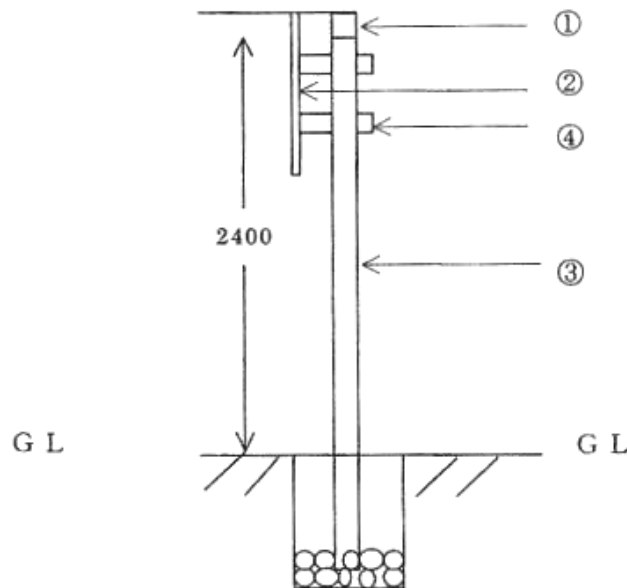
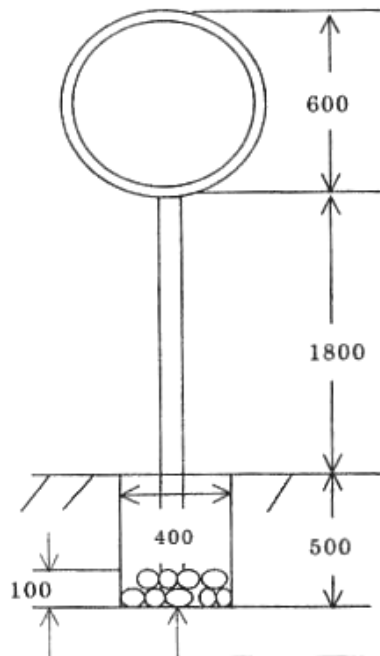
仕様書

名 称	材 料	仕 上	備 考
①キャップ	強化ビニール（白）		
②標識板	600φ×1.2mm アルミ単板	耐食アルミニウム合金板	補強リブ金具付
③ポール	60.5φ×2.3mm×3000mm	白色プラスチック被覆管（z c p）	
④補強版	アルミ		
取付ベルト	アルミ		U字用 アルミ合金Uバンドスライド金具

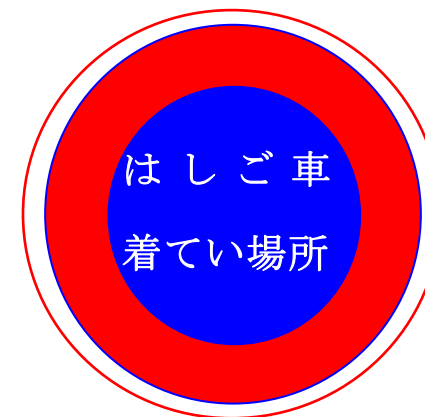
別図 7

はしご車着てい場所標識仕様書

施工図



単位：ミリメートル



標識板

色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし、反射塗料を用いるものとする。

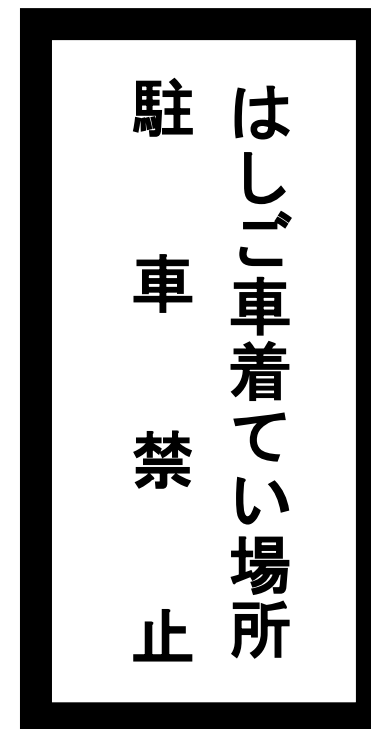
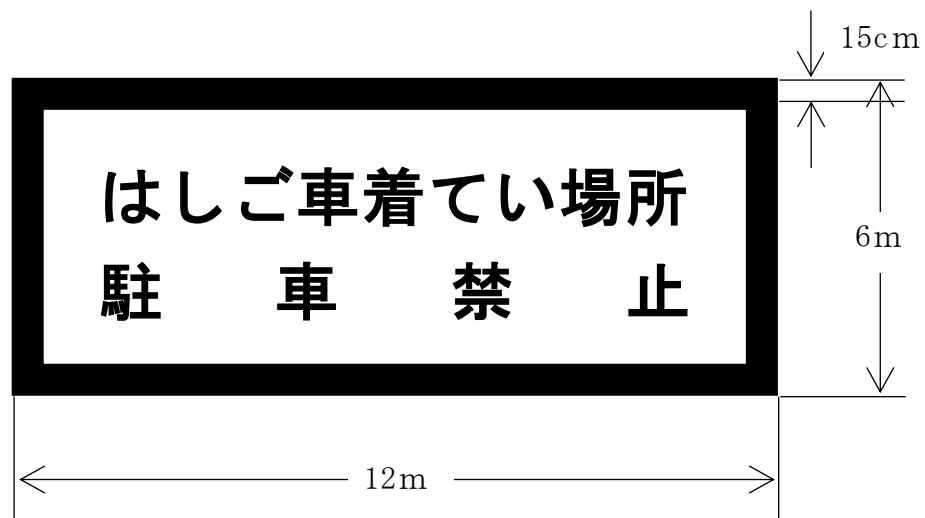
仕様書

砕石

名 称	材 料	仕 上	備 考
①キャップ	強化ビニール（白）		
②標識板	600φ×1.2mm アルミ単板	耐食アルミニウム合金板	補強リブ金具付
③ポール	60.5φ×2.3mm×3000mm	白色プラスチック被覆管（z c p）	
④補強版	アルミ		
取付ベルト	アルミ		U字用 アルミ合金Uバンドスライド金具

別図 8

「はしご車着てい場所」路面標示



線及び文字は黄色とすること。

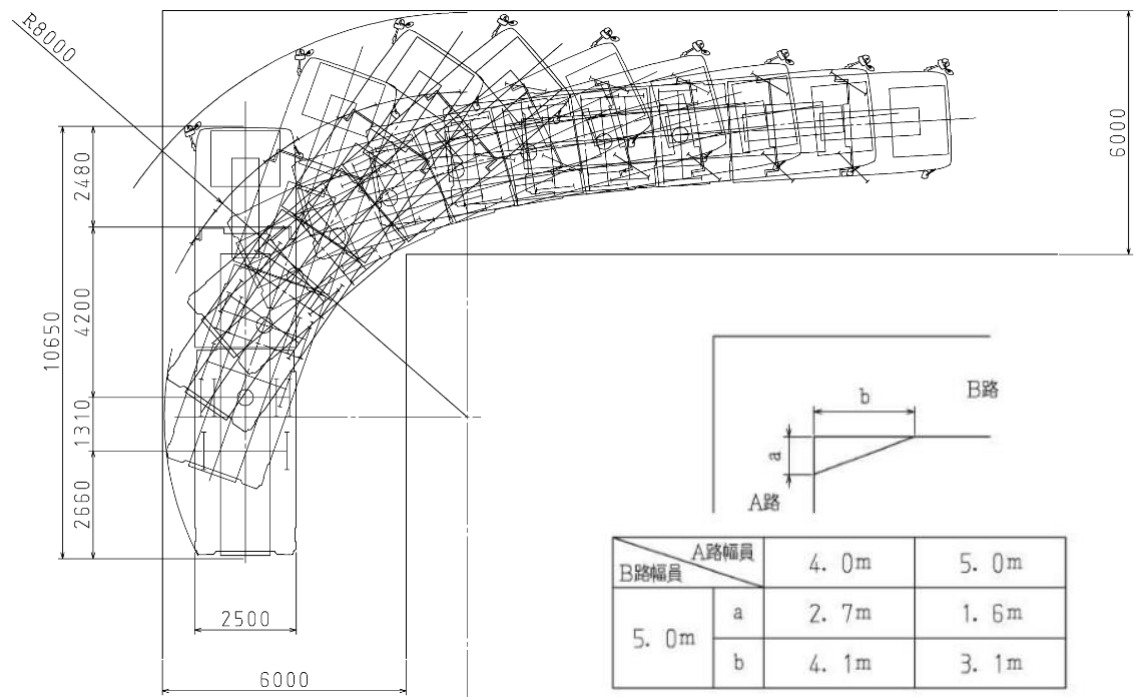
※アスファルト舗装

碎石の厚さを200mm以上、アスファルトを50mm以上、その他の施工方法では上記アスファルト舗装に準じたものとする。

また、着てい場所地内にあるマンホール、側溝の仕様は、耐圧20t以上とすること。

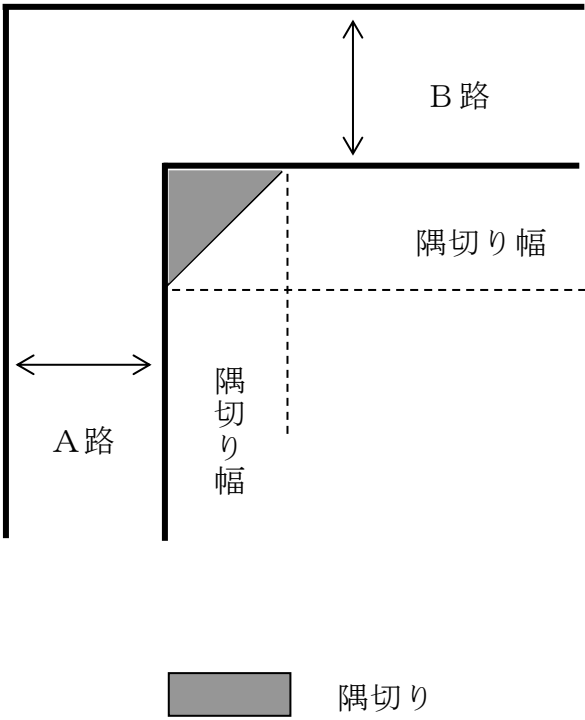
別図 9

はしご車走行に係る道路等隅切り表



(単位・m)

A路幅員×B路幅員	隅切り幅
4.0×5.0	4.5
4.0×5.5	4.0
4.0×6.0	3.5
4.5×5.0	4.0
4.5×5.5	3.5
4.5×6.0	3.0
5.0×5.0	3.5
5.0×5.5	3.0
5.0×6.0	2.5
5.5×5.0	3.0
5.5×5.5	2.0
5.5×6.0	1.0
6.0×5.0	2.5
6.0×5.5	1.0
6.0×6.0	0.5



秦野市まちづくり条例施行規則
消 防 関 係 施 設 設 置 指 針

平成13年（2001年）7月 初版
平成16年（2004年）4月 改訂版
平成23年（2011年）8月 改訂版
平成26年（2014年）4月 改訂版
令和2年（2020年）4月 改訂版
令和2年（2020年）9月 改訂版
令和6年（2024年）4月 改訂版

編集・秦野市消防本部警防課